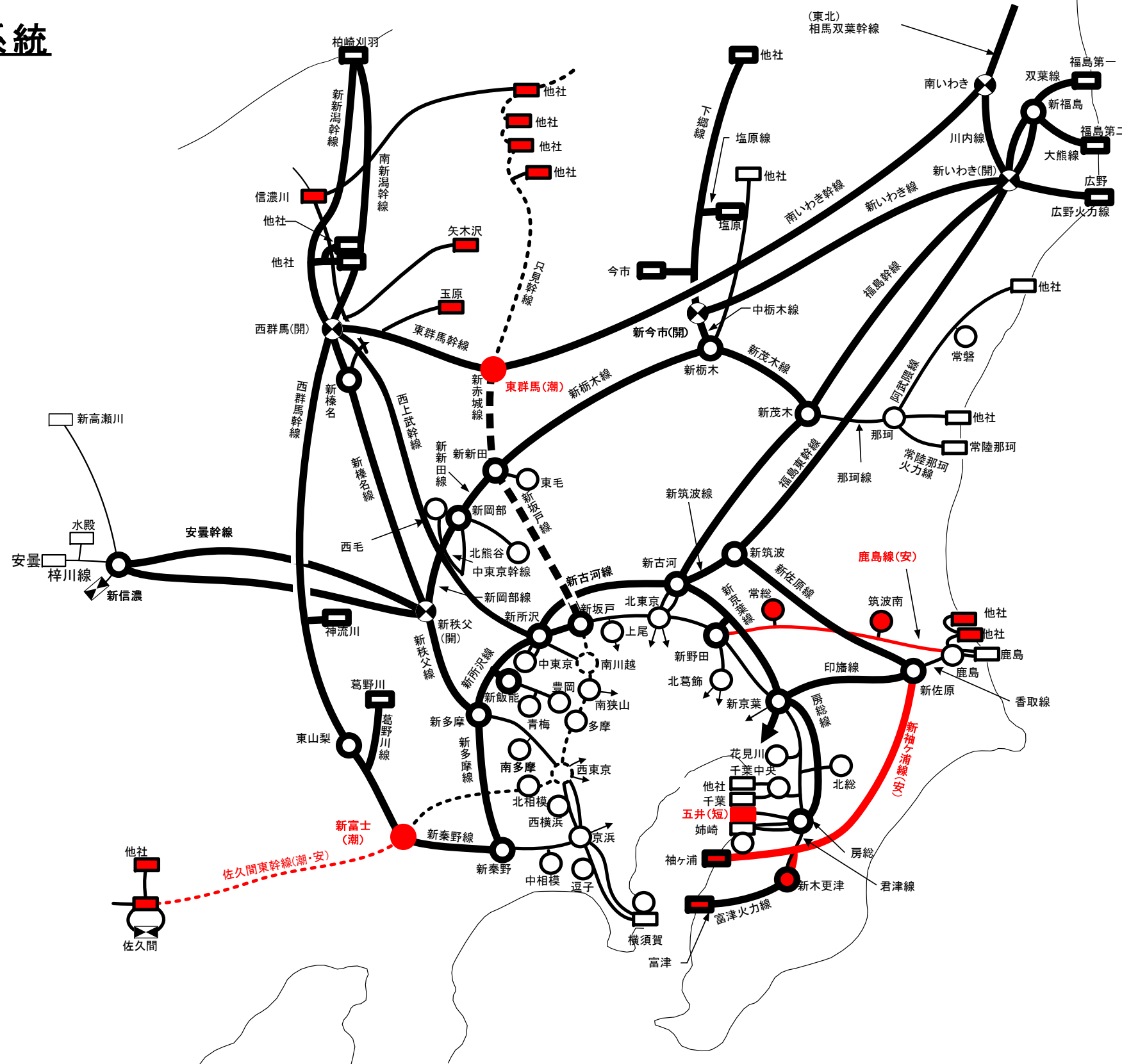


平成30年度以後の系統連系制約マッピング ～275kV以上の電力系統・①外輪系統～

以下の線が赤く色塗りされている設備の周辺エリア(赤色で塗られている発電所周辺)に10万kW以上の発電機を新規に連系する場合には、制約が生じる可能性が高くなります。なお、それ以外の設備の周辺エリアであっても連系制約が生じる場合があります。

外輪系統



凡例

変電所	500kV	⊙
	275kV	○
開閉所		⊗
周波数変換装置		⊠
送電線	500kV	—
	275kV	—
発電所	500kV	◻
	275kV	◻

破線で示されている送電線・変電所は他社設備です。

- 連系可能容量が10万kW未満の電気所
- 連系可能容量が10万kW未満かつ10万kWの発電機連系で連系制約を生じる電気所
- 10万kWの発電機連系で連系制約を生じる送電線

※連系制約とは、周辺エリアに発電機を連系した場合、既設設備の増強が必要となることをいいます。

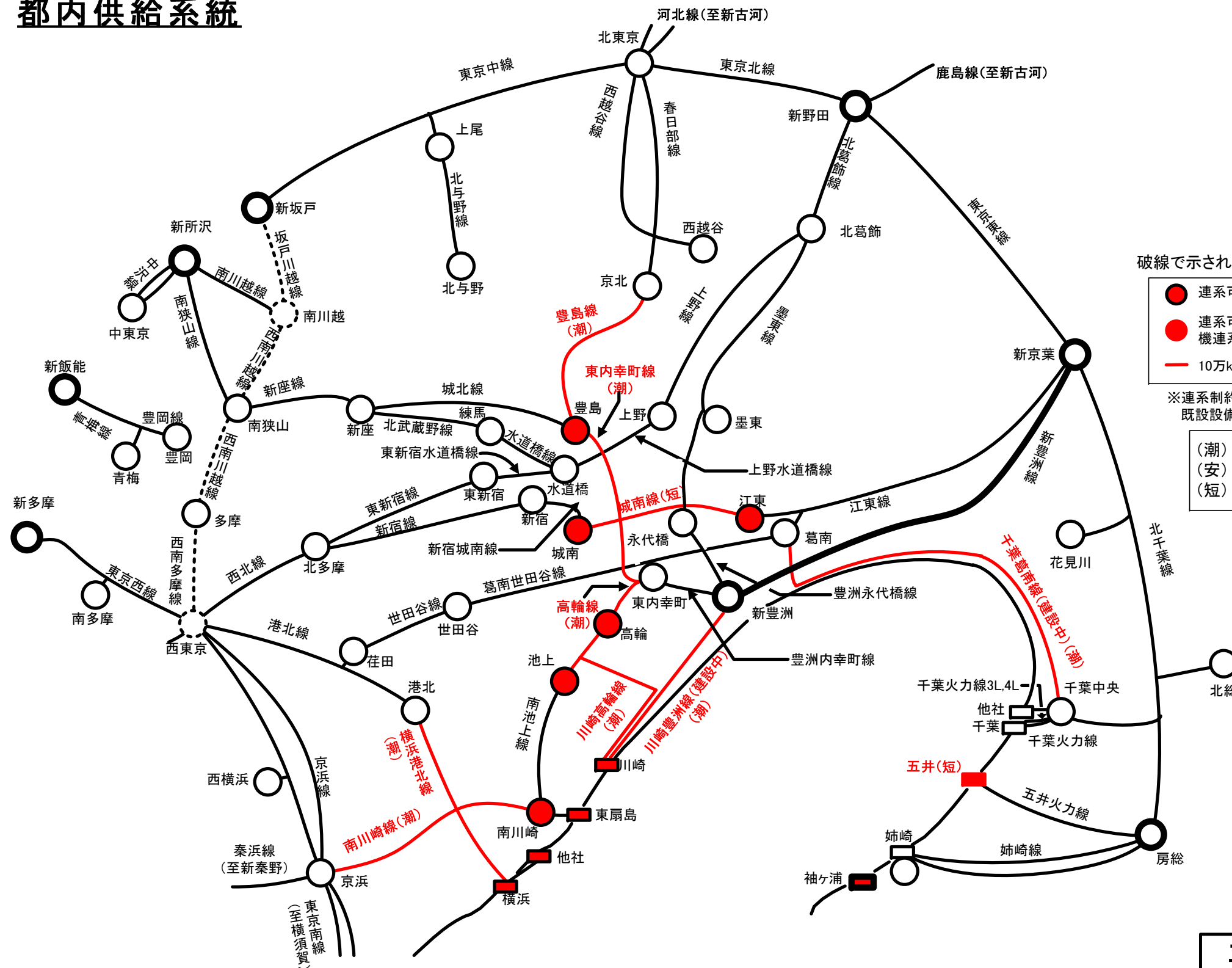
- (潮): 潮流制約
- (安): 安定度制約
- (短): 故障時の短地絡電流による制約

平成24年10月更新

平成30年度以後の系統連系制約マッピング ～275kV以上の電力系統・②都内供給系統～

以下の線が赤く色塗りされている設備の周辺エリア(赤色で塗られている発電所周辺)に10万kWの発電機を新規に連系する場合には、制約が生じる可能性が高くなります。なお、それ以外の設備の周辺エリアであっても連系制約が生じる場合があります。

都内供給系統



凡例

変電所	500kV	●
	275kV	○
開閉所		⊗
周波数変換装置		⊠
送電線	500kV	—
	275kV	—
発電所	500kV	■
	275kV	□

破線で示されている送電線・変電所は他社設備です。

- 連系可能容量が10万kW未満の電気所
- 連系可能容量が10万kW未満かつ10万kWの発電機連系で連系制約を生じる電気所
- 10万kWの発電機連系で連系制約を生じる送電線

※連系制約とは、周辺エリアに発電機を連系した場合、既設設備の増強が必要となることをいいます。

- (潮): 潮流制約
- (安): 安定度制約
- (短): 故障時の短地絡電流による制約

平成24年10月更新

凡例および留意事項

【凡例】

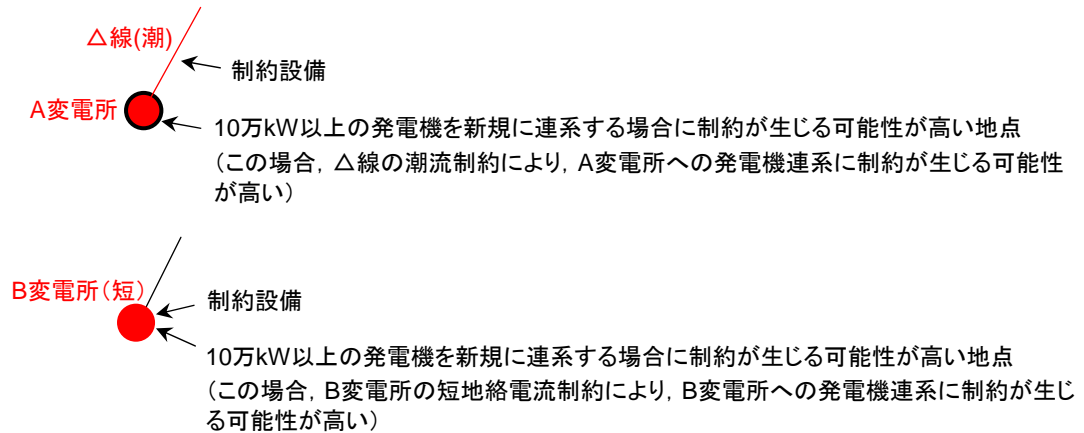
変電所	500kV		
	275kV		
	154kV		
開閉所			
周波数変換装置			
送電線	500kV		
	275kV		
	154kV		
発電所	500kV		
	275kV		
	154kV		

- ・破線で示した送電線・変電所は他社設備です。
- ・154kV系統に記載する275kV以上の設備は、薄色表示としております。

【系統連系制約の記載方法について】

- ◆10万kW以上の発電機を新規に連系する場合に制約が生じる可能性が高い地点を赤く表示しております。

(記載例)



- ◆図中に記載している系統連系制約の内容は以下のとおりです。

(潮)：潮流制約

- ・発電機の新規連系により、送電線や変圧器が連続して送電できる電力を超過するおそれがあること

(安)：安定度制約

- ・発電機の新規連系により、送電線が故障した際に、発電機の安定運転が維持できなくなる
(回転速度がずれて同期が取れなくなる)おそれがあること

(短)：故障時の短地絡電流による制約

- ・発電機の新規連系により、落雷等で発生する故障電流が、電力設備が許容できる電流値を超過し、電力設備を破損するおそれがあること

【留意事項】

本資料は、概略確認の結果であり、系統連系の前には接続検討による詳細検討が必要となります。